

昭和初期の「小学生」事件報道

| 掲載日 | 見出し | 年齢 | 性別 | 掲載日 | 見出し | 年齢 | 性別 |
|---------------|---|-------|----|-----------------|--|-------|----|
| 昭和2年3月7日 (夕) | 少年の性的犯行が續出し警視廳悩む、人妻に慰文や其の他暴行投書に各警察へ取締り通牒 | 12 | 男 | 昭和8年12月5日 | 童心は蝕む『校長だつて…』と萬引をやめぬ少年、父親が警察へ涙の訴へ | 12 | 男 |
| 昭和2年10月19日 | 剣劇狂の少年、少年を失明さす、阪妻もどに脅かし、木剣でめつた打にし | 12 | 男 | 昭和9年4月23日 | 活動見たさに少年スリ團 | 12・12 | 男 |
| 昭和3年2月16日 | 敵られるので二少年の泥棒、業平小學の二年生が『庄ちゃん』に脅され | 7・9 | 男 | 昭和9年5月3日 (夕) | 不良の九歳少年がスリ | 9 | 男 |
| 昭和3年6月22日 | 九つの子供がスリを働く、昨夜押上の夜店で鮮人の袂から墓口を | 9 | 男 | 昭和9年5月3日 (夕) | 學用品欲しさ、兄弟で搦撲、貧乏釜に罪の淵へ | 9・11 | 男 |
| 昭和3年6月24日 | 少女の背に流酸、七つの少年が喧嘩し | 7 | 男 | 昭和9年5月22日 | 一日に一回活動、美少年スリ、空家に寝泊しては小遣稼ぎ | 11 | 男 |
| 昭和3年7月16日 | 喧嘩の恨みで子供の放火 | 11 | 女 | 昭和9年6月8日 | 悪の魅惑に酔ふ心なき少年兄弟、廿數回スリを働く | 12・13 | 男 |
| 昭和3年10月5日 | 子供の悪戯から三戸を焼く | 9 | 男 | 昭和9年6月14日 (夕) | ポンプ面白さ、少年の悪戯、火災報知機を十數回 | 12 | 男 |
| 昭和3年10月8日 | 子供と見れば川に突落す、日ごろ馬鹿にされる?の少女が遺恨から | 12 | 女 | 昭和9年7月7日 | ポンプ見たさに子供三人が放火、『ナダツまんないの』で發覺 | 6・7・7 | 男 |
| 昭和4年1月11日 | 幼な心に飢えの悲憤、少女卵を?拂ふ、五人の子を抱へ妻に逃げられて餓死せまる車夫一家 | 10 | 女 | 昭和9年9月11日 | 赤ん坊喰ふ少女、妻賣魔、警戒中二度まで | 12 | 女 |
| 昭和4年4月14日 | 國へ歸りたさに女中の放火 | 12 | 女 | 昭和9年9月21日 | 放火犯人は意外、暗い十一娘、家を飛出して物乞い | 11 | 女 |
| 昭和4年8月6日 | 六つの少年が毆で一撃、ハツの少年を | 6 | 男 | 昭和9年10月19日 | 未恐ろしい猿小僧、軒並に荒す | 12 | 男 |
| 昭和5年2月12日 | 揃つた刹那が面白といふ少年 | 11 | 男 | 昭和9年11月2日 | 赤ん坊喰ふ少年、妻賣魔、警戒中二度まで | 10 | 男 |
| 昭和5年5月10日 | 未恐しい少年、口留料から盗みが判る | 12 | 男 | 昭和9年12月28日 | お客に先廻りして買物と釣銭失敬、早業!十歳の少年 | 10 | 男 |
| 昭和5年11月3日 (夕) | 九歳の少年がスリ?拂ひ、母は心配の餘り狂ふ | 9 | 男 | 昭和10年1月5日 | 蝕む童心!裏金盗み、悲しい自白、一家の糧に | 11 | 男 |
| 昭和7年1月6日 | 街に揃り廻る放浪の孤兒、常習者にそそのかされて悪事、環境から来た罪と係官同情 | 11 | 男 | 昭和10年3月14日 | 親の折檻・却つて仇、幼兄弟罪の淵へ僅か十銭から三度放火 | 10・12 | 男 |
| 昭和7年3月26日 | 掻拂ひの孤兒 | 12 | 男 | 昭和10年11月23日 | ビルの空間に毒人團、剣劇から盗みの十二少年 | 12 | 男 |
| 昭和7年7月18日 | 蒲團箱に逃げ込み哀れ少年窒息死?こつそり二階で映畫見物中に寺島の映畫館の椅車 | 11 | 男 | 昭和11年6月26日 | 幼き社交界の花形、兎のやうなスリ少女 | 11 | 女 |
| 昭和7年8月18日 | 哀れな飯櫃少年泥 | 9 | 男 | 昭和11年7月28日 | 幼き世界の争ひ! 九つの少女が放火、赤んべをした虐めッ子 | 9 | 女 |
| 昭和7年11月6日 | 石降らせの化物、意外・子守の小娘、少年紙芝居へ買きの柿取り | 12 | 女 | 昭和11年8月22日 | シャツ一枚の嘆き…小さい榮心・悪に墜ちた少年 | 10 | 男 |
| 昭和7年11月30日 | 月島夜のベンチに煙草吸ふ三少年、傳馬船に寝起して不敵の盗み、威喝・利用した古物商 | 12・12 | 男 | 昭和11年9月3日 (夕) | 曇る新學期、十二少女の賊、一家六人月卅圓の命、希望の教科書買はず深夜二階から忍び込む | 12 | 女 |
| 昭和8年5月6日 (夕) | 講談「仕立屋銀次」に心酔、小学生がスリの初練習、第一回目に忽ちコラッ! | 12 | 男 | 昭和11年11月4日 | 教つてみれば乗逃げ少年 | 12 | 男 |
| 昭和8年5月30日 | 二ヶ月の間に卅ヶ所放火、ポンプの好きな十二少年 | 12 | 男 | 昭和12年2月10日 | 唾の口惜しさ、七歳の少年友達を斬る | 7 | 男 |
| 昭和8年6月8日 (夕) | 三十回放火の少年、釋放された放火、おそろしい異常神經 | 12 | 男 | 昭和12年12月16日 | 童心に火の誘惑、め組の喧嘩を見た少年放火 | 11 | 男 |
| 昭和8年6月17日 | 活動見たさに女性のスリ、『お父さんがお金をくれない』 | 11 | 女 | 昭和13年3月2日 (夕) | 夜に八ヶ所放火、蒲田に?火の玉小僧 | 10 | 男 |
| 昭和8年7月1日 (夕) | 收容兒の放火に武蔵野學院焼く | 11 | 男 | 昭和13年8月25日 (夕) | 芝に學童刺殺、叱られて俄かルンペン少年 | 12 | 男 |
| 昭和8年8月5日 | 繼母に虐められ少年家出し罪へ、晝は活動見物、夜は空家泊り | 12 | 男 | 昭和13年10月30日 (夕) | 低能少女の兇劇、幼女を殺す | 12 | 女 |
| 昭和8年9月22日 (夕) | 武蔵野學院までも焼く、院兒の放火か | 12 | 男 | 昭和14年3月14日 | 只乗り少年 | 10 | 男 |
| 昭和8年12月3日 | 愛なきところ、悪は芽生ゆ、空?少年送局 | 12 | 男 | 昭和15年8月24日 | 無切符の小學生 | 9 | 男 |

(注)本表の事件は、すべて読売新聞の記事より作成した。

低年齢の少年少女の犯罪を見ると、その多くは主に放火やスリなどである。

これらの犯罪は、不良少女の犯罪と同様に比較的簡単に行うことができる。また殺人や傷害に関しても、自分よりも力が勝っていない同級生や下級生を対象としている

徒弟制度の揺らぎ

- 「徒弟から不良の群れに入る半数は工業徒弟、十時間から十二時間の激務に堪え得なくて逃げ出したりへ、市の徒弟調査終る」（読売1927.1.21）：「一昔の徒弟制度は親方弟子といふ様に兩互供に暖かい温情が流れてみたが、近頃は全くお話にならず散々に酷使して年期が明ければ僅の金で突ツ放してしまひ...（後略）」
- 「産業革命の齎せる二つの社会的変動は徒弟制度の廃頽を来たし、労働少年を増加した事であった」（賀川1934:106）

日本における産業の発展は、小規模な小売業や製造業に根付いていた**徒弟制度を頽廃**させる一方で、給与制のシステム化された工場労働者としての少年工を増加させ、新たな少年工の非行化が問題視される

少年工の非行化

「世間では少年犯がふえたと言つてゐるが少年審判所にやつてくる少年の数は以前とほとんどかはらない、しかし質はぐつと悪くなつてゐる。そして改心せずに幾回もやつてくる者が多くなつた」（辻福岡少年審判所長『福岡日日新聞』（現『西日本新聞』）1941.1.17）

| | 昭和11年 | 昭和12年 | 昭和13年 | 昭和14年 | 昭和15年 | 昭和16年 | 昭和17年 |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 職工 | 1,510 | 1,660 | 2,290 | 2,564 | 2,960 | 4,398 | 6,802 |
| 店員 | 1,968 | 1,925 | 1,720 | 1,264 | 1,080 | 1,043 | 1,132 |
| 農業 | 244 | 351 | 386 | 306 | 427 | 1,087 | 1,861 |
| 学生学徒 | 499 | 481 | 614 | 757 | 1,100 | 1,779 | 3,547 |
| 其他有職 | 1,608 | 2,696 | 1,931 | 1,953 | 2,670 | 3,880 | 1,536 |
| 無職 | 1,852 | 1,513 | 2,123 | 2,266 | 1,951 | 2,918 | 3,502 |
| 計 | 7,681 | 8,626 | 9,064 | 9,110 | 10,188 | 15,105 | 18,380 |

（注）司法省保護局調べより作成

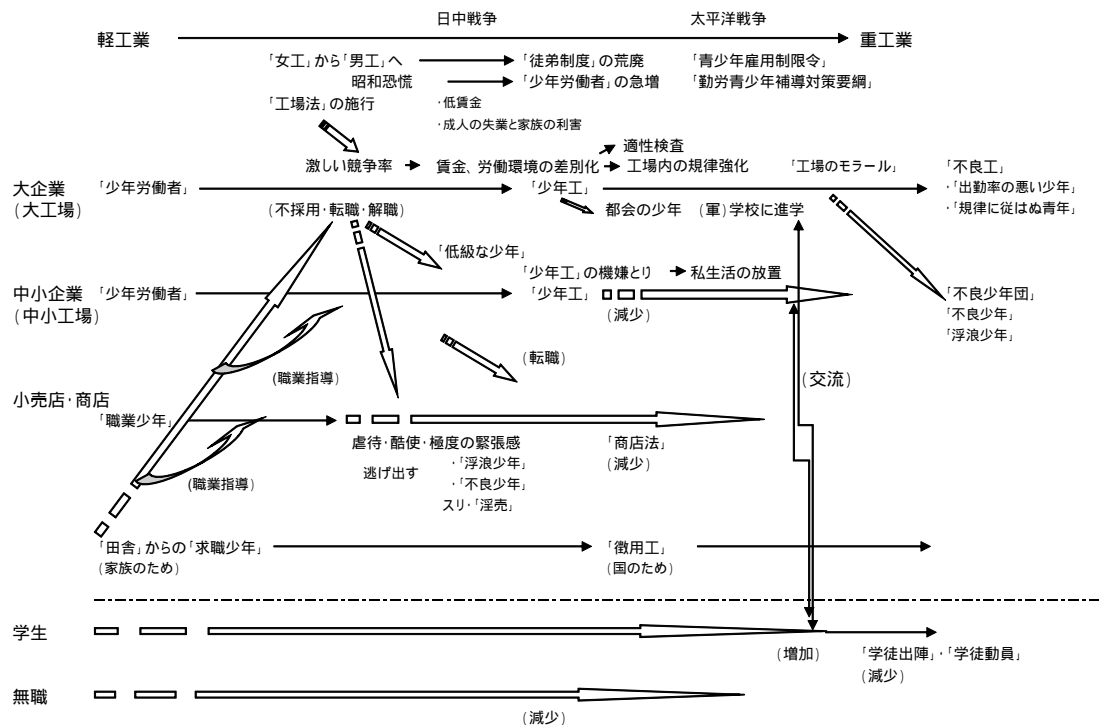
「戦時下増産擴充の強化に伴つて農村出身の青少年工が都會地の惡風に感染して思想的にも肉體的にも憂慮すべき轉落ぶりを示してゐる實情にある」として各工場に対して「勞務管理令」を發して福利厚生や少年工の指導強化を図っている（読売1942.1.29）

東京地方職業紹介事務局石原義治：「都会の子弟は官庁、商店、工場等に勤める場合通勤を望む者が多いため田舎出の子弟は必ず住込まねばならないのである、又都会の雇主の方でも住込の方が使ひよいのと都会の者よりも田舎の人の方が余計に働くし世間づれと云ふか、そうした方にはあまり関係してゐないし給料も少し位でも文句を云はないと云つた様な種々の条件からして田舎出の者を歓迎するので、田舎の父兄が子弟を働きに出す時には、唯全金欲しさが主で、子弟が果して其の職を希望し最も適当であり将来見込があるかないかに就いては無関心なものが多い様である」（石原1932:33）

「これこそ大きな社會問題、田舎の人には怖い前借りの奉公！雇主の無理解と小遣錢欲しさに大てい不良になる」（読売1932.3.9）

昭和恐慌を経て、成年労働者にかわって低賃金の「少年労働者」の需要が高まり、不良少年にも「学生」や「浮浪少年」だけでなく、新たに「少年労働者」が含まれるようになった。

この新たな「少年工」の「不良化メカニズム」は、「徒弟制度の荒廃」や男子工員中心の重工業化などを基盤として、段階的な非行化変容を経ていく。大工場では、規律強化による「工場モラル」が形成され、高い基準をもって「不良工」が顕現する。一方、大工場の競争に敗れた少年や環境に適さない少年は、「低級な少年」として小工場に身を置くことになる。この小工場の環境は、私生活の放置が前提とされ、同時にこれは無監督な環境下における不良化として社会の目に映ったものと考えられる。



戦時下の少年非行

- ・「事變が本格化した昭和十三年を境に相當の増加を示している」（朝日1941.2.1）：「昔のやうに硬派、軟派の區別が判然としない、いはゆる第三階級の不良群が増加し、内容的に悪質化したのは、戦争の全面的発展に伴つて社會の非常時的様相が益々深刻となり、かつ刺戟的となり、はては世紀末的になつたことを物語るものである」
- ・「残留學童の對策はよいか、忌むべき不良化、寺子屋開設、焦眉の急」（読売1945.5.8）：「これらの學童は學校は閉鎖されてゐるし、遊ぶ友達はゐない、親たちも忙しさにまぎれて對手にもならず面倒すらみれないである。いきほひいまやこれら學童は不良少年化する傾向にあり、また低學年の學童は戦災地跡で危しいたづらをしたり、防壁を倒したり、ひどいのは盗みを平氣でやる者すらでてゐる」

戦力としての非行少年と選別

「審判所で保護中の一少年を去勢す」（1931.8.2朝刊）：
記事には、少年の更生を目的に組織された東京少年審判所
において18歳の不良少年が性的犯罪性と判断され、同審判
所の承認により去勢手術が施されたとある。当時の少年審
判所長鈴木賀一郎は、親たちの処置（去勢の許可）を黙認
しただけとして、「医師は去勢すれば少年の悪性を治療で
きるといつたそうで、こちらからとしてはそれをいかんと
止める根拠はもたぬ、ドイツの憲法には国民は人間たる価
値を奪はるる事なしとあるが、他面社会を害毒から保護す
るためには大のためには小は殺さねばならぬ、もしもやつ
てよいといふ法の明文があればむしろ去勢処分もよいとさ
え思ふ・・・（後略）」

- 法務教官中條伊勢吉「近時少年院から陸海軍に志願する生徒が多くなつて、其志願者が相当の成績を挙げて居るが、是は誠に結構な事である」(中條1936:103)
- 少年審判所審判官前田偉男「少年審判所の保護少年にして、今回の事変中現役志願として入営してあるものが二百名近くに及び、適齡にて甲種合格となつた者並に應召又は入営中の者はそれよりも多数を示している」(前田1939:24)
- 徳島学園(教護院)長菅済治「教護精神の適用は時局柄尤も必要にして、平素捨てられし鉄屑も非常時には最も有用な材であり、ガソリン自動車の代用として木炭自動車が用ひられ、平素味ひよからずとしてきらはれた朝鮮米も、今年は拝んでも頂きたい時である。目下教護少年と雖も各方面から引張り夙歓迎責めで、人的資源確得に狂奔する際には神は無用の人を造らず、良匠は朽木を捨てずとの信念を実行して効果を治め、無用を転じて有用となす」(菅1940:56)

戦時期という全てが不足する状況で、これまではまるで社会悪として排他的に扱われてきた非行少年が、社会から価値ある者として見出されたのである。

精神医療化と少年非行

- ・ 禁酒運動の展開：「日本禁酒同盟」（1898）が設立と「未成年飲酒禁止法」（1922）の施行
 - ・ 精神科医の飲酒への言及：アルコールの弊害「酒精中毒変質遺伝」、「神経毒」など
 - ・ 日本優生学協会の設立運動を展開：『ユーゼニックス』（翌年『優生学』に改題）を創刊（1924）
 - ・ 「民族衛生学会」（1930）の設立：「国民優生法」（1941）の施行（精神科医たちの助言）
 - ・ 戦時期の「少年兵」や「少年工」：医学的・心理的な検査（適性検査など）の一般化
- 精神医学と優生学を見ていくと、昭和期に入りさらに遺伝を媒介として精神医学の発言力は増し、その影響力は優生学の台頭によって拡大した。

**戦前期少年非行の
定義と概要**

**明治・大正期の少
年非行**

**昭和初期の
少年非行**

まとめ

本講演のまとめ

- 長期的に非行現象をみると、その行動形態（集団・単独）や原因論（素質・環境）は繰り返されている。
- 非行問題は、社会状況とともにメディア報道の影響を強く受けている。
- 非行少年とのかかわり（徒弟制度・学校から矯正施設など）が遠ざけられるほど、社会的不安や厳罰化傾向が高まる傾向にある。

参考・引用文献

- ・ 鮎川潤, 1996 『少年非行の社会学』 世界思想社
- ・ 石原義治, 1932, 「職業少年不良化の主因及動機に就いて」 『社会事業研究』 第19巻第10号, 大阪社会事業連盟
- ・ 賀川豊彦・安藤政吉, 1934, 『日本道德統計要覧』 改造社.
- ・ 家庭学校編, 1909, 『人道 - 家庭学校回顧十年』 家庭学校
- ・ 河野通雄, 1928, 『不良少年の実際』 育成館
- ・ 阪口鎮雄, 1917, 『不良少年の研究』 日本警察新聞社
- ・ 作田誠一郎, 2009, 「メディア報道と少年犯罪 - 大正期の少年事件と新聞報道」 『現代の社会病理第24号』 日本社会病理学会
- ・ 菅濟治, 1940, 「非常時局に登場したる少年救護」 『社会事業研究』 第28巻第3号, 大阪社会事業連盟
- ・ 鈴木賀一郎, 1923, 『不良少年の研究』 大鐙閣
- ・ 鈴木賀一郎, 1935, 『少年少女犯篇』 中央公論社
- ・ 留岡幸助, 1906, 『人道』 18号家庭学校
- ・ 前田偉男, 1942, 「少年工員と保護に就て」 『社会事業研究』 第30巻第7号, 大阪社会事業連盟
- ・ 陸直次郎, 1931, 「東京暴力団記」 『中央公論』 第524号, 中央公論社